

導管の技術基準の方向性（案）について

前回議論したハザードの発生要因を踏まえ、ガス事業法や高圧ガス保安法などを参考に対応の方向性を検討したところ以下の通り。

○材料

導管輸送工作物の材料は、導管内の二酸化炭素流の性状等に対して、化学的及び物理的に安全な性質であること。

○構造等

導管輸送工作物の構造は、供用中の荷重及び常用の圧力等に耐える構造であること。

○防護措置

導管は、車両の接触等の衝撃による損傷を防止する措置を講ずること。

○計測装置等

導管系には、使用の状態を計測できる適切な装置を設けること。

○警報装置

導管系には、損傷に至るおそれのある状態を検知し警報する適切な装置を設けること。

○水分除去措置

脱水されていない二酸化炭素を輸送する場合には、水分を除去するための措置を講ずること。

○防食措置

導管には、腐食を防止するための適切な措置を講ずること。

○高濃度化防止措置

漏えい・排出された CO₂ が地上で高濃度化することを防止する措置を講ずること。